

（注）※は、平成 29 年 1 月 31 日説明会資料（会次第）

問 1 緩和型デイサービスについて、基準型通所介護予防サービスに係るサービス提供時間・場所を必ず別にしなければならないのか。（※P 4）

（回答）

- 1 緩和型デイサービスについては、「当該サービス利用者のみの場所若しくは時間（基準型通所介護予防サービス利用者と混在しない時間・場所）を設定すること」と説明したところですが、緩和型デイサービスの提供に当たっては、利用者が少数であっても、従業者を専従 1 以上・専用の場所を確保する必要があるなど、事業者の効率的な運営等に支障を来す場合が考えられます。

また、これまで実施している「生きがい対応型デイサービス」では、介護予防通所介護と一体となったサービスの提供がなされている現状もあります。

- 2 上記 1 のことから、P 4 の設備基準の「②当該サービス利用者のみの場所若しくは時間を設定（基準型通所介護サービス利用者と混在しない時間・場所）」の記載を削除することとします。

- 3 しかしながら、基準型通所介護予防サービスと緩和型デイサービスは、異なるサービスであり、また事業所指定も別々であることから、できる限りそれぞれにサービス提供の時間・場所を定めて実施していただきたいと考えます。

問 2 みなし指定事業者が緩和型デイサービスを実施する場合、又はみなし指定を受けていない事業所が介護予防・生活支援サービスを実施する場合の運営規程は、必ず指定申請時までに作成しないとイケないのか。（※P 9～10）

（回答）

- 1 平成 29 年 4 月 1 日から、みなし指定事業者が緩和型デイサービスを実施する場合、又はみなし指定を受けていない事業所が介護予防・生活支援サービス（基準型訪問介護予防サービス、基準型通所介護予防サービス、緩和型デイサービス）を実施する場合は、平成 29 年 2 月末までに指定申請を行う必要があります。その際、運営規程が作成されている必要があります。

- 2 しかしながら、理事会等での決議など法人の手続き上で、指定申請時に運営規程の決定が間に合わない場合は、指定申請時には運営規程（案）を添付してもらい、平成 29 年 3 月末までには正式な運営規程を提出してください。正式な運営規程の提出を受けて、最終的に事業者指定を行うこととなります。

問3 緩和型デイサービス事業について、管理者は施設長でもよいのか。また、従事者（専従1）の職種の指定があるのか。（※P4）

（回答）

- 1 指定緩和型デイサービス事業所の管理者については、南九州市介護予防・生活支援サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（指定基準）第64条の規定のとおり、指定緩和型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該緩和型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

- 2 緩和型デイサービスの従事者については、指定基準では特に職種の指定はありませんが、従事者として職員を配置する場合は利用者への適正かつ効果的なサービス提供となるよう配慮してください。